

# 公益財団法人北九州活性化協議会 寄付金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北九州活性化協議会（以下本会という）が受領する寄付金等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 用途を指定されない寄付金
- (2) 指定寄付金 用途を指定して募集することにより受領する寄付金
- (3) 特別寄付金 用途が指定された寄付金

2 この規定における寄付には、金銭のほか金銭以外の物品及び財産権を含むものとする。

## (一般寄付金の募集)

第3条 本会は、常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとする。

## (指定寄付金の募集)

第4条 指定寄付金を募集するときは、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 指定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

## (受領書等の送付)

第5条 一般寄付金、指定寄付金及び特別寄付金を受領したときは、遅滞なく領収証を寄付者に送付するものとする。

2 前項の領収証には、定款第4条の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

## (募金に係る結果の報告)

第6条 本会は、指定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

### (特別寄付金)

第7条 本会は、個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付について、寄付者から資金使途及び寄付の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄付が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付を辞退しなければならない。
  - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合
  - (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
  - (3) 寄付の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

### (情報公開)

第8条 本会が受領する寄付については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

### (個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成25年3月13日から施行する。